

広島工業大学 体育会
サイクリング部 OB会 会則

OB会ホームページ規約(巻末に付属) H20. 4

昭和49年6月施行
昭和61年6月14日一部改正
平成 20年 4月 1日 改正

広島工業大学 体育会
サイクリング部 OB会 会則

第1章 総 則

- 第1条** 本会は広島工業大学体育会サイクリング部OB会(以下「本会」と称する。
- 第2条** 本会は本部を広島工業大学体育会サイクリング部内に置く。
- 第3条** 本会は会員相互の親睦を計ると共に広島工業大学体育会サイクリング部を物心共に援助することを目的とする。
- 第4条** 会員は原則として、在学中広島工業大学体育会サイクリング部に所属した者をいう。ただし、総会の承認があれば会員になること、及び退会させることができる。

第2章 会 議

- 第5条** 会議は定期総会、臨時総会、及び役員会とする。
- 第6条** 総会は本会における最高決議機関である。
- 第7条** 定期総会は毎年開催する。
- 第8条** 臨時総会は役員会が必要と認めたとき会長が召集する。
- 第9条** 議長は総会出席者から選出する。
- 第10条** 議決は出席者の過半数の賛成により成立する。
賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第3章 役員会

- 第11条** 役員会は総会の決議により会務を執行する。
- 第12条** 前条以外に下記の職務を行う。
(1) 総会に付議する原案の作成
(2) 本会の運営に関する諸事項
(3) その他
- 第13条** 役員会は役員により構成する。
- 第14条** 役員は総会において会員により選出する。
- 第15条** 役員は下記のとおりとする。
- | | |
|--------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 副事務局長 | 1名 |
| (5) ホームページ担当 | 2名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 会計監査 | 1名 |

第16条 役員の主な任務は下記の通りとする。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 会長 | 本会の統括を計る。 |
| (2) 副会長 | 会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。 |
| (3) 事務局長 | 本会の運営を行う。 |
| (4) 副事務局長 | 事務局長を補佐し、事務局長不在の時はその任務を代行する。 |
| (5) ホームページ担当 | 本会のホームページの管理運営を行う。 |
| (6) 会計 | 本会の会計を行う。 |
| (7) 会計監査 | 本会の会計の監査を行う。 |

第17条 役員の任期は原則として2年とし、再任はさまたげない。

第4章 会計

第18条 会員は年会費3000円を会計に納めなければならない。

第19条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 会計は毎年会計監査の承認を得た後、その報告を行う。

第5章 幹事

第21条 各期に原則として1名の幹事を置く。

第22条 幹事は役員会の協議により委嘱する。

第23条 幹事は同期OB間の連絡を計る。

第6章 顧問

第24条 本会に顧問を置く。

第25条 顧問は総会の決議により委嘱する。

第26条 顧問は諮問に応ずる。

第7章 慶弔

第27条 会員の慶弔に対し「広島工業大学体育会サイクリング部OB会」として拠出する。

第8章 補則

第28条 本会則の変更は総会にて行う。

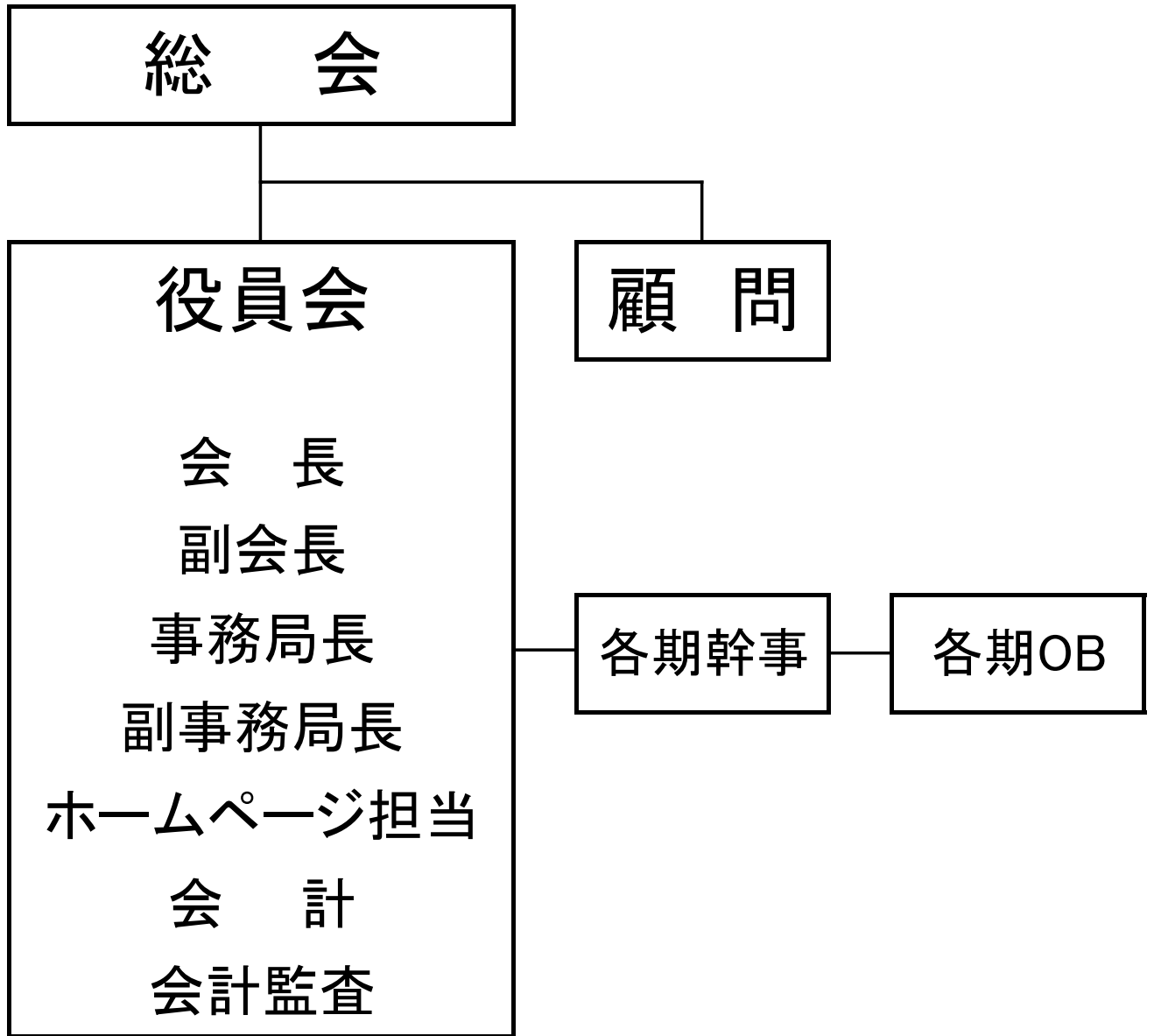
付 則

この会則は、昭和49年6月より施行する。

昭和61年6月14日 一部改正。

平成20年4月 1日 一部改正。

広島工業大学 体育会
サイクリング部 OB会 組織図



第1条(規約の範囲)

本規約は広島工業大学体育会サイクリング部OB会(以下、OB会と記す)が運営するホームページ(以下、HPと記す)の利用について的一切を適用するものとします。

第2条(目的)

本HPは、OB会会員が、簡便に利用できる情報交換の場を提供し、世代・地域を越えた、交流を図ると共に、広島工業大学体育会サイクリング部(以下、現役)の活動をサポートすることを目的とします。

なお、この目的以外の使用についてはこれを禁止します。

第3条(Hp担当の選任、任期と運営)

ホームページ担当1名、副担当1名を総会にて選任し、任期は、原則1年とする。

HPの作成・運用・管理は、選任された、担当、副担当を管理責任者として運営するものとします。

また、運営に関する費用はOB会会計より拠出することとします。

なお、システムの保守の際や、運営上の問題が生じた場合などの時に、事前に通知することなくサービスを中断する場合があります。

第4条(掲載(掲載する内容、及び、更新、修正等の項目))

本HPへ掲載する内容について以下の通りです。

- (1). OB会会則
- (2). OB会ホームページ規約
- (3). OB会活動状況
 - ・お知らせ(OB会会員の慶弔及びOB会に関わる連絡事項)
 - ・活動予定
 - ・活動報告(ギャラリーなど)
 - ・会計報告、及び、予算計画
- (4). OB会会員名簿
- (5). 現役活動状況
 - ・現役からOB会への連絡事項や案内事項
 - ・現役の運営するホームページとのリンク先
- (6). 掲示板
- (7). メーリングリスト(管理用)
- (8). 問合せメール送付先
- (9). リンク(OBの個人HPや、OB会関係が認められるもの)

第5条(閲覧の制限)

本HPは、誰もが自由にアクセスできる公開ページと、OB会会員及び現役の所属部員だけにアクセスを許可するアクセス制限のページからなるものとします。

なお、アクセスの制限をおこなうページを以下に掲げます。

- (1). お知らせの詳細
- (2). OB会活動状況のうちで次のもの
 - ・会計報告 及び、予算計画
- (3). 掲示板
- (4). OB会会員名簿

第6条(制限の管理)

アクセス制限のページについての閲覧は、パスワード入力によって可能とします。

パスワードについてはホームページ担当が管理し、閲覧可能な者へ通知します。

利用者はこのパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

第7条(公開(掲載制限項目))

第4条で規定した内容の公開について、以下についての制限をおこなうものとします。

- (1). お知らせの詳細(具体的な日時、会場、会費等 及び、個人情報を含むもの)
- (2). OB会会員名簿(アクセス制限)
 - ・公開する内容する項目は次のものとします。
 - 原則、「期」、「氏名」、「住所(県・市まで)、メールアドレスとし、事前に各OBに確認するものとする。

- ・名簿の公開について本人の承諾が無い場合、「住所(県・市まで)」については「非公開」の表現で記載するものとします。

第8条(掲示板の管理)

OB会ホームページ担当を管理責任者とし、掲示する際に公開するものと管理責任者だけが閲覧可能なものの2種類の指定が出来るものとします。
なお、管理責任者が第2条(目的)に反すると判断した掲示内容は、掲示者の承諾無しにこれを削除出来るものとします。

第9条(問合せメールの管理及び対応)

OB会ホームページ担当を管理責任者とし、内容の閲覧は管理責任者だけが可能とし送付された内容の管理と対応(返信)をおこなうものとします。
ただし、OB会会員や現役所属部員などの個人情報に関わるものへの問合せの対応は、以下の手順とします。

- (1). 問合せ元の身分照会
 - ・OB会会員及び現役所属部員以外のは排除します。
- (2). 問合せを受けた本人への通知と承諾確認
 - ・管理責任者からの直接対応は禁止とし、問合せを受けた本人へその内容と問合せ元の連絡先を伝え、本人が承諾した場合のみにおいて問合せ元との直接の連絡を始めていただくこととします。
- (3). 問合せを受けた本人の拒否
 - ・本人が問合せの対応を拒否された場合、問合せ元へ連絡し問合せ対応を終了することとします。

第10条(本規約の変更)

変更については、OB会総会での承諾無しには行なえないものとします。

付則 本規約は、平成20年4月1日よりHPに適用反映するものとし、順次改善修正をするものとします。